

令和6年度

しょうきやくしさん 償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

償却資産を所有されている方には、地方税法により毎年賦課期日（1月1日）

現在の所有資産について、申告が義務付けられています。

つきましては、この「申告の手引き」に基づいて、申告書等を作成のうえ、
ご提出くださるようお願いします。

なお、一般方式による申告方法で、既に本市に償却資産の登録がある方には、
現在登録されている資産の一覧を同封しておりますので、併せてご確認ください。

1 提出期限 令和6年1月31日（水）

- ※ 期限近くになると窓口が大変混雑しますので、1月19日（金）頃までに提出していただきますよう、ご協力をお願いします。
- ※ なるべく、郵送又は電子申告（エルタックス）での提出をお願いします。

2 提出書類 償却資産申告書、種類別明細書

(詳しくは6~7ページをご参照ください)

- ※ 初めて申告書を提出される方は、税務署に提出された減価償却資産内訳・明細書(写)、または減価償却費の計算書(写)の添付をお願いします。

3 提出先 長崎市資産税課 償却資産係（4階）

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

資産税課直通 (095) 829-1131

- ※ 郵送提出の場合、受付の「控」が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

4 お知らせ

長崎市のホームページ（市税のページ）から

「申告の手引き」、「償却資産申告書」等を
ダウンロードできます。

長崎市 償却資産 で検索してください。

申告書等ダウンロード
(QRコード)



《目 次》

1 償却資産とは	
(1) 償却資産とは ······	1
(2) 償却資産の種類 ······	1
(3) 建物附属設備の償却資産と家屋の区分 ······	2
2 償却資産の申告について	
(1) 申告していただく方 ······	3
(2) 申告の対象となる資産 ······	3
(3) 申告の必要がない資産 ······	3
(4) 国税との主な違い ······	4
(5) 業種別の主な償却資産と耐用年数（例） ······	5
3 提出書類について	
(1) 一般方式（1年間の増加資産と減少資産のみを申告するもの） ···	6
(2) 企業電算処理方式（毎年、全資産を申告するもの） ······	7
(3) 留意点 ······	7
4 税額等について	
(1) 評価額の算出方法 ······	8
(2) 税額の算出方法 ······	8
(3) 免税点 ······	9
(4) 納期 ······	9
5 非課税及び課税標準の特例等	
(1) 非課税となる資産 ······	9
(2) 課税標準の特例が適用される資産 ······	9
(3) 減免 ······	9
6 実地調査協力のお願い	9
7 申告書等の記載方法	
(1) 儗却資産申告書 ······	10
(2) 明細書（増加資産・全資産用） ······	12
(3) 明細書（減少資産用） ······	14
8 その他	
課税標準の特例を受ける償却資産 ······	16

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方、農業、漁業等を営んでいる方が、その事業のために用いている構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

(2) 償却資産の種類

償却資産を種類ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		資産の具体例（主なものを例示）
1 構築物	構築物	舗装路面（駐車場舗装）、庭園、門・塀・擁壁・緑化施設等の外構工事、広告塔、プレハブ式事務所、倉庫、ビニールハウスなど家屋と区別されるもの、その他土地に定着した土木設備
	建物附属設備	受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作 (次ページ「(3) 建物附属設備の償却資産と家屋の区分」をご参照ください。)
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械装置、クレーン等建設機械、農業用機械装置、駐車場の機械装置、太陽光発電設備
3 船 舶		一般船舶、作業船、漁船、遊漁船、ボート
4 航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー
5 車両及び運搬具		<p>動力運搬車、大型特殊自動車（分類番号：0、00～09、000～099、9、90～99、900～999）</p> <p>(例) 長崎 90 → 分類番号 あ 12-12</p> <p>※自動車税、軽自動車税の課税対象となる乗用車、トラック等は対象外です。</p> <p>注) 次の要件を1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 (小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。)</p> <p>①農耕作業用自動車…最高速度35km/h以上のもの (例) 農耕トラクタ、田植機、農業用薬剤散布車など</p> <p>②農耕作業用自動車以外のもの (例) ロード・ローラ、ホイール・クレーン、ショベル・ローダ、フォーク・リフト、タイヤ・ドーザなど</p> <p>ア 最高速度15km/hを超えるもの イ 自動車の長さが4.7メートルを超えるもの ウ 自動車の幅が1.7メートルを超えるもの エ 自動車の高さが2.8メートルを超えるもの ([道路運送車両法施行規則第2条別表第一]をご参照ください)</p>
6 工具、器具及び備品		測定・検査工具、医療機器、厨房用機器、理美容機器、パソコン、エアコン、家具、カーテン、陳列ケース、広告看板、自動販売機、電話機、生物（観賞用、興業用に供する生物に限る）

(3) 建物附属設備の償却資産と家屋の区分

この表は通常設備について一般的に区分したものです。特定の生産又は業務用の設備等については、取り扱いが異なる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

設備の区分		償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作		賃借人等が施工したもの（「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含む。）	所有者が施工したもの
電気設備	受・変電設備	変圧器並びに附属する配管及び配線一式、工業用変送電設備	
	予備電源設備	発電設備、蓄電池設備	
	中央監視設備	監視制御盤、センサー、配管、配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電灯照明設備	屋外照明設備、ネオンサイン、スポットライト	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線
	放送設備	マイクロホン、アンプ、スピーカー、出力制御盤	配管、配線
	監視カメラ設備	受像機、カメラ	配管、配線
	電気時計設備	時計、配電盤	配管、配線
共同聴視設備			全て
ナースコール設備			全て
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	屋内配管
給排水設備	水源	井戸、屋外設備	
	給水設備	屋外設備、引込工事、ばつき装置、ろ過装置	左記以外の設備
	排水設備	屋外設備、引込工事、下水道除害施設	左記以外の設備
衛生設備		事業用流し類	
給湯設備	局所給湯設備	瞬間湯沸器、貯湯式給湯器、ボイラー、貯湯槽	配管、ユニットバス等用給湯器
	中央給湯設備	ソーラー式集熱器	左記以外の設備
防災設備	火災報知設備	住宅用火災警報器、屋外設備	自動火災報知設備一式
	消火設備	消火器、避難器具、ガスポンベ、屋外消火栓設備	左記以外の設備
	避雷設備		全て
換気設備		特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
空調設備		ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
運搬設備		特定の生産又は業務用の設備	左記以外の設備
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	
その他設備		広告塔、看板、簡易間仕切、機械式駐車設備、カーテン、ブラインド、LAN設備	
外構工事		舗装路面（駐車場舗装）、門、塀、擁壁等の土木設備又は工作物	

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、長崎市内に償却資産を所有している法人や個人の方で、次に掲げる方も含みます。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方

(2) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も含みます。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産、簿外資産及び償却済資産であっても、令和6年1月1日現在において事業の用に供しているもの
 - イ 遊休又は未稼働の資産であっても、令和6年1月1日現在において事業の用に供することができるもの
 - ウ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取扱います。）
 - エ 福利厚生の用に供するもの
 - オ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産であっても、固定資産に関する帳簿等に計上されているもの
 - カ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
- ※少額減価償却資産も申告の対象です。**
- キ 賃借人等（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産**
※賃借人等（テナント）が償却資産として申告することになります。
(地方税法第343条第10項、長崎市税条例第32条第8項)

(3) 申告の必要がない資産

- ア 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等）
- イ 車両及び運搬具のうち、自動車税の課税対象となる自動車並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ウ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの（一時に損金算入しているもの）
 - ・ 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの

(4) 国税との主な違い

項 目	固定資産税の取り扱い	国 税 の 取 り 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	法人：事業年度 個人：暦年
減 価 償 却 の 方 法	固定資産評価基準に定められた減価率 (法人税法等の「旧定率法」と同様)	一般の資産は 定率法・定額法の選択制度
前 年 中 の 新 規 取 得 資 産	半年償却(1/2)	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められません <u>圧縮前の取得価額を申告してください</u>	認められます
特 別 儻 却 ・ 割 増 儻 却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増 加 儻 却 (所得税・法人税)	認められます（届出書の写しが必要）	認められます
陳腐化資産の一時償却 (所得税・法人税)	認められます（届出書の写しが必要）	認められます
少額減価償却資産の即時償却※	認められません	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改 良 費	区 分 評 価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します)	原則区分評価

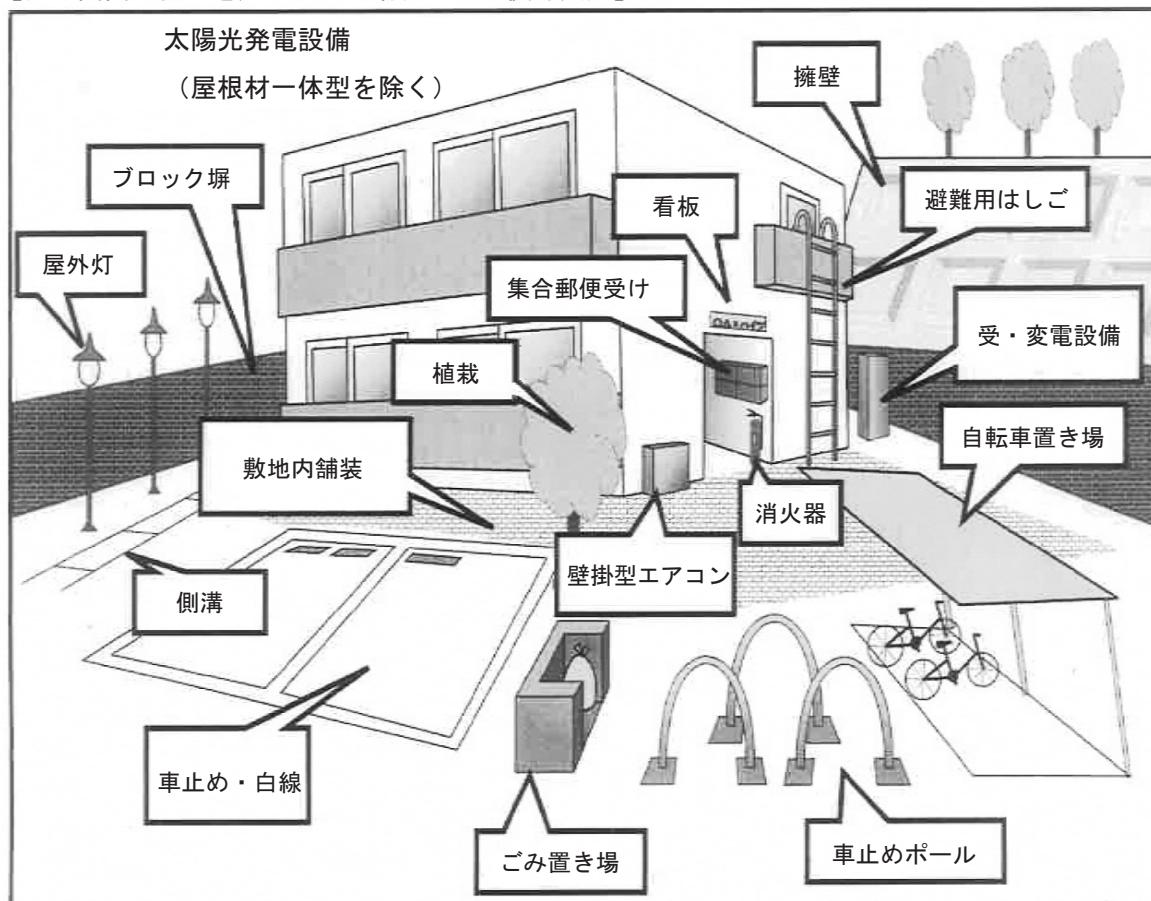
※租税特別措置法で、中小企業者等が平成15年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得し使用する、取得価額30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）については、当該取得の年度で合計額300万円まで必要経費に計上または損金算入することができますが、固定資産税（償却資産）では課税対象資産となります。

(5) 業種別の主な償却資産と耐用年数（例）

※ () 内は標準的な耐用年数

業種名	主な償却資産
共 通	駐車場等舗装路面[コンクリート敷・レンガ敷(15)、アスファルト敷(10)]、緑化施設及び庭園(20)、門・塀[コンクリート造(15)、石造(35)、金属造(10)]、受・変電設備(15)、簡易間仕切(3)、パソコン[サーバー用を除くもの(4)、その他(5)]、コピー機(5)、エアコン(6)、テレビ(5)、冷蔵庫(6)、レジスター(5)、看板・ネオンサイン(3)、太陽光発電装置(17)など
小 売 ・ 飲 食 業	陳列棚・ケース[冷凍機付き又は冷蔵機付き(6)、その他(8)]、冷凍冷蔵庫(6)、厨房用具(5)、接客業用テーブル・椅子(5)、自動販売機(5)など
不動産賃貸・駐車場業	受・変電設備(15)、駐車場舗装(15又は10)、屋外給排水設備(15)、屋外灯(10)、機械式駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、フェンス(10)など
理 容 ・ 美 容 業	理美容椅子(5)、洗面設備(5)、サインポール(3)など
農 業 ・ 水 産 業	ビニールハウス[骨格部分が金属造(14)、木造(5)、その他(8)]、脱穀機(7)、コンバイン(7)、トラクター(7)、いけす・漁網(3)など
医 療 業	医療機器(X線装置、心電計等)(6)、歯科診療用ユニット(7)、AED(4)など
建 設 業	ポータブル発電機(6)、ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、フォーク・リフト(4)など
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)など

【例：賃貸用住宅を建てられた場合の主な償却資産】



3 提出書類について

所定の用紙でのご申告の他、電子申告（エルタックス）による受付を行っています。



とは

市税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。エルタックスは地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営を行っています。

事業所や自宅などからインターネットにより手続きができ、混雑する窓口への持参、郵送の手間がかかりません。電子申告の専用ソフト「P C d e s k」を利用してスムーズに申告書が作成できます。

詳しい内容や手続きについては、エルタックスホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) でご確認なさるか、**地方税共同機構 電話 0570-081459**（◆受付時間：9時から17時まで
◆土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）へお問い合わせください。

（1）一般方式（1年間の増加資産と減少資産のみを申告するもの）

提出していただく書類

申告内容	提出書類			備考 (長崎市内の償却資産について)	
	申告書	種類別明細書			
		増加資産・全資産用	減少資産用		
増加した資産がある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	種類別明細書（増加資産・全資産用）に、増加した資産を記入してください。	
減少した資産がある方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書（減少資産用）に、減少した資産を記入してください。	
増加・減少資産の両方ともある方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	種類別明細書（増加資産・全資産用）、種類別明細書（減少資産用）それぞれに、増加・減少した資産を記入してください。	
資産の増減がない方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	申告書「18. 備考」欄の「2 昨年の申告資産に増減なし」に○をつけてください。	
廃業・転出された方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	申告書「18. 備考」欄の「4 廃業・解散・転出等」に○をつけ、その年月日を記入してください。	
該当する資産がない方	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	申告書「18. 備考」欄の「3 該当する資産なし」に○をつけてください。	

ア 令和5年1月2日以後に新たに事業を開始された方、全資産申告をお願いした方は「増加した資産がある方」の欄をご参照ください。

イ 初めて申告書を提出される方は、税務署に提出された減価償却資産内訳・明細書（写）または、減価償却費の計算書（写）の添付をお願いします。

ウ 住所や社名等の変更があった場合は、備考欄に変更前の住所、社名等を記入してください。

エ エルタックスによる電子申告の場合も、必ず增加、減少の種類別明細書をご提出ください。

(2) 企業電算処理方式（毎年、全資産を申告するもの）

提出していただく書類

申告内容	提出書類		備考 (長崎市内の償却資産について)	
	申告書	種類別明細書		
		増加資産・全資産用	減少資産用	
該当する資産がある方	○	○	×	種類別明細書（増加資産・全資産用）に、所有している償却資産をすべて記入してください。

ア 全国的に統一された様式により、申告してください。

ただし、独自の様式で申告される場合は、次の事項に留意してください。

- (1) 全国的に統一された様式による記載項目の全てを記載すること。
- (2) 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。
- (3) 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載した様式であること。
- (4) 種類別明細書は、種類ごとに区分して作成し、その合計額を記載すること。
- (5) 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし本体と区分して評価計算を行うこと。
- (6) 評価計算上の償却可能限度額は、取得価額または資本的支出の 95%までとすること。

イ リース会社が電算処理により毎年全資産申告をされる場合、種類別明細書について、主に次のような例外が認められています。

- (1) 行数の増加（50 行）
- (2) 「賃借人名（使用者名）」の項目を設けて記載すること。
- (3) 「課税標準の特例」「増加事由」の項目の抹消。ただし、「摘要欄」に記号で表示し、欄外に記号の説明をつけること。

※ 新たに企業電算処理方式により全資産申告をされる方は、事前にご相談ください。

(3) 留意点

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、長崎市税条例第 47 条の規定により過料を科せられるほか、地方税法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、平成 18 年度から地方税法第 354 条の 2 の規定により国税資料の閲覧が可能となりましたので、申告をされなかった場合、最終的にはその資料に基づき推計課税を行う場合があります。

4 税額等について

(1) 評価額の算出方法

- ① 資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
② 資産の取得時期、取得価額及び耐用年数から算出します。
- ア 前年中に取得のもの … 取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率 = 評価額
イ 前年前に取得のもの … 前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 評価額
- 毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
評価額が取得価額の5%未満になる場合は5%でとどめます。

《減価残存率表》

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (1 - r / 2)	前年前取得のもの (1 - r)		前年中取得のもの (1 - r / 2)	前年前取得のもの (1 - r)		前年中取得のもの (1 - r / 2)	前年前取得のもの (1 - r)
1			11	0.905	0.811	21	0.948	0.896
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	30	0.963	0.926
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	35	0.968	0.936
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	40	0.972	0.944
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	45	0.975	0.950
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	50	0.977	0.955

※ r とは、当該償却資産の耐用年数に応する減価率です。

[例] 取得価額 250,000 円、取得時期 令和5年6月、耐用年数4年の場合

上記 減価残存率表より、◆前年中取得のものの減価残存率 … 0.781

◆前年前取得のものの減価残存率 … 0.562

- ・ R6 年度の評価額 250,000 円 × 0.781 = 195,250 円
- ・ R7 年度 " 195,250 円 × 0.562 = 109,730 円
- ・ R8 年度 " 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円
- ・ R9 年度 " 61,668 円 × 0.562 = 34,657 円
- ・ R10 年度 " 34,657 円 × 0.562 = 19,477 円
- ・ R11 年度 " 19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

※ 令和11年度で評価額が取得価額の5% (12,500円) より小さくなるので、以降は当該資産が除却となるまで12,500円で評価されます。

(2) 税額の算出方法

税額	=	課税標準額※	×	税率 (0.014)
(100円未満切り捨て)		(1,000円未満切り捨て)		

※課税標準額とは、令和6年1月1日現在の償却資産の評価額の合計です。

(3) 免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されません。

(4) 納期

5月、7月、12月、2月の4回で納めてください。

ただし、過年度において申告すべきであった資産について、さかのぼって課税となった場合の納期は、納税が通知された直近の納期1回になります。

5 非課税及び課税標準の特例等

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条に定める資産については、非課税となります。該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

例) 国・県・市に無償貸与している公用または公共用の資産、宗教法人の宗教施設等

(2) 課税標準の特例が適用される資産

一定の要件を満たす償却資産は、公共料金の抑制、企業体质の改善、公害対策の充実等の様々な見地から地方税法第349条の3、同法附則第15条、同法附則第64条の規定の適用を受け、課税標準の特例が認められます。適用にあたっては、申告時に確認書類の添付が必要です(16~17ページ参照)ので、該当する資産があると思われる場合は、お問い合わせください。

例) 内航船舶 (特例率 1/2)

中小事業者等が取得した先端設備等 (詳細については [17ページ](#)をご参照ください)

(3) 減免

天災などによる被害を受けた場合など、長崎市税条例等で定める要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請により固定資産税が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

6 実地調査協力のお願い

地方税法第353条及び地方税法第408条の規定に基づき、順次、申告内容の確認調査を実施しています。必要な帳簿類や参考書類の提出を求めたり、資産にかかる調査を行ったりしますので、その際は、ご協力を願いいたします。

また、調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合は、資産の取得年次に応じて、現年度だけでなく過年度(最大5年間)についても、価額や税額の変更をすることになりますので、あらかじめご了承ください。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されると、地方税法第354条の規定により罰金などを科せられることがあります。

7 申告書等の記載方法

(1) 償却資産申告書

受付印

令和6年1月12日
長崎市長様

令和6年度
償却資産申告書(償却資産課税台)

所 有 者	(ふりがな) ① 住 所 <small>(又は納税通知書 送達先)</small>	ながさきしうおのまち 長崎市魚の町4-1 (電話 829-〇〇△△)												(③ 個人番号 又は法人番号)									
	(ふりがな) ② 氏 名 <small>(法人にあってはそ の名称及び代表 者の氏名)</small>	かぶしきがいしゃ 株式会社 長崎建設 だいひょうとりしまりやくしゃちょう ながさきたろう 代表取締役社長 長崎太郎 (屋号)												(④ 事業種目 (資本等の金額))	土								
														(⑤ 事業開始 年月)	昭和45								
														(⑥ この申告に 応答する者の 係及び氏名)	経理	(電話 829)							
														(⑦ 税理士等 の氏名)	甲								
														(電話 829)									
資産の種類		取 得 価 額																					
		⑯前年前に取得したもの (イ)				⑯前年中に減少したるもの (ロ)				⑯前年中に取得したもの (ハ)				⑯計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)									
1	構築物	十億	百万	千	円	6	090	000	十億	百万	千	円	1	500	000	十億	百万	千	円				
2	機械及び 装置					3	000	000					600	000			950	000					
3	船舶																						
4	航空機																						
5	車両及び 運搬具																						
6	工具、器具 及び備品					1	430	000					465	200			130	000		1	094	800	
7	合 計					10	520	000					1065	200			2	580	000		12	034	800
		資産の種類		評 価 額 (ホ)				決 定 価 格 (ヘ)				課 稅 標 準 額 (ト)											
		1	構築物	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円								
		2	機械及び 装置																				
		3	船舶																				
		4	航空機																				
		5	車両及び 運搬具																				
		6	工具、器具 及び備品																				
		7	合 計																				

⑯ 前年前に取得したもの

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
(申告もれがある場合は合算してください)

⑯ 前年中に取得したもの

前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日)に取得した資産の種類ごとに取得価額を記載してください。

⑯ 前年中に減少したもの

前年中(令和5年1月2日から令和6年1月1日)に減少した資産の種類ごとに取得価額を記載してください。

⑯ 取得価額の計

⑯から ⑯ の計を記載してください。

帳)

長崎市提出用

所有者コード		
木工事業		
500 百万円)		
年 2月(6月決算)		
係 長崎花子 -○○△△)		
野 乙郎 -△△□□)		
①長崎市魚の町4-1		
⑯借用資産 (有・無)	⑯借用資産 長崎市布巻町111-1 ○○リース(株) tel. 829-□□○○	
⑰事業所用家屋の 所有区分	①自己所有 ②借家	所有者名 債却次郎 及び住所 長崎市魚の町4-2
⑲備考(添付書類等) 資産の増減等(該当する番号に○印をつけてください。)	①增加減少資産あり(別紙種類別明細書を作成してください。) 2 昨年の申告資産に増減なし 3 該当する資産なし 4 廃業・解散・転出等(年 月 日) 売却先名称 住所・電話 5 その他(具体的に記入してください。)	

第二十六号様式

①住所

住民登録等の住所、電話番号を記載してください。個人の方で書類を営業所あて送付した方がよい場合は営業所の住所を記入してください。

②氏名

法人にあっては、法人名及び代表者名を記載ください。

③個人(法人)番号

個人事業主は個人番号、法人は法人番号をご記入ください。

④事業種目

事業の種目を具体的に記載してください。また、法人は、資本金を記載してください。

⑤事業開始年月

事業開始年月(法人設立年月)を記載してください。

⑥応答者

申告の内容について直接応答される方を記載してください。

⑦税理士等

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

⑧~⑭

該当するものを○で囲んでください。
 ⑧で「有」と記載の方は、「耐用年数短縮承認通知書」の写しを添付してください。
 ⑨で「有」と記載の方は、「増加償却届出書」の写しを添付してください。
 ⑩で「有」と記載の方は、非課税に該当する資産の価額等は申告しないでください。
 ⑪で「有」と記載の方は、地方税法の条文でどれに該当するか、⑯に記載してください。
 ⑫⑬⑭の取扱いは地方税法では適用になりませんが、確認のため記載してください。

⑮事業所等資産の所在

2以上の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記入し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。

⑯借用資産

該当するものを○で囲んでください。「有」の場合は、当該所有者名及び住所を記入してください。

⑰所有区分

借家の方は当該家屋の所有者名及び住所を記入してください。

⑲備考

該当するものを○で囲んでください。※前年度と資産の増減が無い場合は、「2」を○で囲んでください。
 「4」に該当する方は、年月日を必ず記載してください。

(2) 明細書（増加資産・全資産用）

令和6年度

所有者コード		*

種類別明細書（増加資産・全資産用）

1.はじめて申告される方は、申告すべき全資産について記入してください。
2.前年度以前から申告されている方は、新たに取得した資産のみ記入してください。

行番号	①資産の種類	資産コード	②資産の名称等	③数量	④取得年月			⑤取得価額	⑥耐用年数	⑦減価残存率	⑧価
					年号	年	月				
01	1		第2駐車場アスファルト舗装	1 5 5	6			十億 百万 千 円 1 500 000	10	0.	十億 百万
02	2		溶接機	1 4 26	6			950 000	12	0.	
03	6		中古パソコン	1 5 5	9			130 000	2	0.	
04	6		壁掛けエアコン	2 5 2	12			275 000	6	0.	
05										0.	
06										0.	
07										0.	
08										0.	
09										0.	
10										0.	
11										0.	
12										0.	
13										0.	
14										0.	
15										0.	
16										0.	
17										0.	
18										0.	
19										0.	
20										0.	
小計											

注意 「増加事由」の欄は、1.新品取得 2.中古品取得 3.移動による受入れ 4.その他のいずれかに○印を付けてください。
「取得年月の年号」の欄は、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」と記入してください。

⑦減価残存率～⑩課税標準額

記載の必要はありません。

⑪増加事由

該当する番号を○で囲んでください。
1 新品取得、2 中古品取得、
3 移動による受入れ、4 その他

⑫住所及び所有者名

申告書に記載した住所及び所有者名を記載してください。

長崎市提出用

⑫ 摘要

当該資産について次のような事項を記載してください。

- ・課税標準の特例のある資産について、その旨の表示と適用条項（例：349の3②）
 - ・他の市区町村から移動して受け入れた資産について、その旨の表示と移動年月（例：令和5年8月〇〇市営業所より）
 - ・割賦販売資産等、地方税法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
 - ・貸付資産（リース資産）については、貸付先の所在地、氏名又は名称
 - ・短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
 - ・中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示

⑯ 申告もれ

申告もれがある場合は、前年取得資産と同様に記載してください。なお、摘要欄にその旨、表示してください。

– ①資産の種類

該当する番号を記載してください。

- 該二つの番号を記載してください。

 - 1 構築物、2 機械及び装置、3 船舶、
 - 4 航空機、5 車両及び運搬具、
 - 6 工具、器具及び備品

②資産の名称

漢字・ひらがな・カタカナ・数字・アルファベットで左寄せで記載してください。

③数量

資産の数量を記載してください。

④取得年月

取得した年月を記載してください。
年号は数字で記載してください。
昭和 3 平成 4 令和 5

⑤取得価額

資産を取得するために支出した金額、又は支出すべき金額(附帯費を含みます。)を記載してください。
圧縮記帳を行っている場合は圧縮前の取得価額を記載してください。

⑥耐用年数 ※必ず記載が必要です

資産に対応する耐用年数を記載してください。

(税務署に申告するときに用いている耐用年数を記載してください)
なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、また、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

(3) 明細書（減少資産用）

令和 6 年度

種類別明細書（減少資産用）

所有者コード	※
	G

行番号	①資産の種類	②抹消コード	③資産の名称等	④数量	⑤取得年月			⑥取得価額			⑦耐用年数
					年号	年	月	十億	百万	千円	
01	2	15	発電機	1	4	24	9		600	000	13
02	6	19	エアコン	1	4	27	5		320	000	6
03	6	24	ファックス	1	4	28	6		145	200	5
04	6	26	パソコン	1	4	25	3		160	500	4
05											
06											
07											
08											
09											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
小計											

⑧申告年度

記載の必要はありません。

⑨減少の事由及び区分

該当するものを○で囲んでください。

⑩申告もれ

申告もれがある場合は、前年減少資産と同様に記載してください。
なお、摘要欄にその旨、表示してください。

長崎市提出用

⑩ 摘要

当該資産について次のような事項を記載してください

- ・「1 売却」にあってはその売却先の名称等
 - ・「2 滅失」にあってはその滅失の理由等
 - ・「3 移動」にあってはその受け入れ先の所在地等
 - ・「4 その他」にあってはその減少の事由等
 - ・減少の区分が「2一部」に該当する場合
(例) 当初取得価額96万円(数量3)のうち32万円(数量1)分減少

第二十六号様式別表二

①資産の種類～②抹消コード

- ③資産の名称等 _____
該当資産の名称等を記載してください。

④数量 _____

⑤取得年月 _____

③ 収益勘定
減少した資産の取得価額を記載してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

⑦耐用年数

⑪住所及び所有者 _____

8 その他

課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法又は地方税法附則に規定する一定の要件に該当する償却資産については、課税標準額の特例が適用され、税額が軽減されます。このような資産を取得した方で、特例措置の適用を受ける方は、必ず申告時に必要書類を添付のうえ「固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る届出書」をご提出ください。

※届出書の様式は長崎市のホームページよりダウンロードが可能です。

課税標準額の特例を受ける償却資産（一部抜粋 令和5年8月1日現在）

根拠法令		適用対象資産	特例率	添付書類
条	項			
地方税法第349条の3	2項	ガス事業用資産	最初の5年間 3分の1 次の5年間 3分の2	ガス事業法に基づく許可の写し
	5項	内航船舶 ※遊覧船、遊漁船、モーターボート等は対象外	2分の1	不 要
	27項 28項 29項	家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（定員5人以下）の用に供するもの	3分の2	認可証の写し
地方税法附則第15条	2項1号	暫定排水基準が適用されている事業者が新たに取得する油水分離装置、沈殿又は浮上装置等の汚水又は廃液の処理施設	3分の2 (R4.4.1～R6.3.31 取得のもの)	指定施設設置届出書の写し等
	14項	都市再生緊急整備地域内の都市開発事業により取得した公共施設等	最初の5年間 2分の1 (R2.4.1～R8.3.31 取得のもの)	民間都市再生事業計画認定書の写し
	23項1号	指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	最初の5年間 6分の5 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	管理協定の写し
	23項2号	協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産	最初の5年間 3分の2 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	
	25項1号 25項2号	太陽光発電設備（自家消費型発電設備で再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けたものが対象）	出力1,000kw未満 最初の3年間 2分の1 出力1,000kw以上 最初の3年間 12分の7 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	補助金決定通知書の写し等
	25項1号 25項2号	風力発電設備	出力20kw未満 最初の3年間 12分の7 出力20kw以上 最初の3年間 2分の1 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	経済産業大臣の認定に係る証明の写し等
	25項2号 25項3号	水力発電設備	出力5,000kw未満 最初の3年間 3分の1 出力5,000kw以上 最初の3年間 12分の7 (R2.4.1～R6.3.31 取得のもの)	

根拠法令		適用対象資産	特例率	添付書類
条	項			
地方税法附則第15条	25項1号 25項3号	地熱発電設備	出力 1,000kw未満 最初の3年間 2分の1 出力 1,000kw以上 最初の3年間 3分の1 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	経済産業大臣の認定に係る証明の写し等
	25項1号 25項3号	バイオマス発電設備	出力 10,000kw未満 最初の3年間 3分の1 出力 10,000kw以上 20,000kw 未満 最初の3年間 2分の1 (H30.4.1～R6.3.31 取得のもの)	
	32項	特定事業所内保育施設の用に供するもの	最初の5年間 3分の1 (H29.4.1～R6.3.31 設置されたもの)	・企業主導型保育事業費(運営費)助成決定通知書の写し ・認可外保育施設設置届出書の写し
地方税法附則旧第64条	45項	先端設備等 (R5.4.1 以降取得のもの) ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備	賃上げ表明を行わない場合 最初の3年間 2分の1 (R5.4.1～R7.3.31 取得のもの) 賃上げ表明を行う場合 最初の5年間 3分の1 (R5.4.1～R6.3.31 取得のもの) 最初の4年間 3分の1 (R6.4.1～R7.3.31 取得のもの)	・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書 ・投資計画に関する確認依頼書 ・基準への適合状況に関する書類 (認定経営革新等支援機関に提出したもの)の写し) ※賃上げ方針表明による特例率の適用を希望する場合 ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面
		先端設備等 (R5.3.31 以前取得のもの) ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備 ・構築物 ・事業用家屋 (対象資産をお持ちの方はご相談ください)	最初の3年間 ゼロ (R2.4.30～R5.3.31 取得のもの)	・認定設備等導入計画に係る申請書及び認定書の写し ・認定支援機関確認書の写し ・工業会等の証明の写し (ただし、事業用家屋を除く) ・事業用家屋の特例を受ける場合は、建物の登記簿謄本の写し等

※特例を受けた資産は、種類別明細書に特例率が表示されます。(企業電算方式で申告の場合を除く)

※前年度までに特例の適用を受けた資産は、再度の特例に係る届出の必要はありません。

※「特例率」欄内に記載の期間より前に取得した資産についても、特例の適用を受けられる場合がありますので、該当すると思われる資産をお持ちの方はご相談ください。

申告は1月19日(金)までに

〔 申告期限は1月31日(水)ですが、
上記期限までの申告にご協力を願いいたします。〕

申告に関するお問合せ先：資産税課 償却資産係
☎ 095-829-1131 (資産税課直通)

提出前に次の確認をお願いします

- 申告書の「住所」「氏名」欄は、記入されていますか？
- 申告書の「この申告に応答する者の係及び氏名」「税理士等の氏名」欄は、記入されていますか？
- 資産の増減がある場合、種類別明細書（増加資産・全資産用又は減少資産用）は、申告書と一緒に同封されていますか？
- 資産の増減が無い場合**、申告書の「18 備考」欄の「**2 昨年の申告資産に増減なし**」を○で囲んでいますか？
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）の「耐用年数」「増加事由」は、記入されていますか？
- 種類別明細書（減少資産用）の「減少の事由及び区分」欄を、○で囲んでいますか？

〒850-8685
長崎市魚の町4番1号

長崎市理財部資産税課
償却資産係 行

左のラベルを切り取り、申告書送付の際、封筒に貼り付けてご利用ください。

※郵送料は申告者にてご負担ください。